

告示

埼玉県告示第四百八十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

平成三十年四月二十七日

埼玉県知事 上田清司

名称	所在地	サービスの種類	廃止年月日
浅賀歯科医院	蕨市塚越 二一〇一	居宅療養管理指導 介護予防 居宅療養管理指導	平成二十九年 九月四日
老人保健施設 ビッラ・ベッキア	秩父市寺尾 二七四四	居宅介護支援	平成二十年 三月三十一日
ハッピーケアサポート	三郷市早稲田 六一三二	介護予防訪問介護 介護予防 福祉用具貸与	平成三十年 四月一日
アースサポート 上尾	上尾市中妻 二一六八	訪問介護	平成三十年 四月三十日

<p>アシストハウス 新戒</p>	<p>アシストハウス 深谷</p>	<p>アシストハウス 羽生</p>	<p>アシストハウス 豊里</p>	<p>グループホーム けいあい川角</p>	<p>グループホーム けいあい</p>				
<p>深谷市新戒二九―二</p>	<p>深谷市東方町 二―一五―三</p>	<p>羽生市上新郷 一八二八―四</p>	<p>深谷市新戒二九</p>	<p>入間郡毛呂山町川角 五〇四―一</p>	<p>入間郡毛呂山町前久保 三七―二〇</p>				
<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>	<p>介護予防 認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>	<p>認知症対応 共同生活介護</p>
<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成三十年 三月三十一日</p>	<p>平成二十九年 十月三十一日</p>	<p>平成二十九年 十月三十一日</p>				

<p>ア シ ス ト ハ ウ ス 藤 井</p>	<p>グ ル ー プ ホ ー ム け い あ い</p>	<p>ビ ッ ラ ・ ベ ッ キ ア 在 宅 介 護 支 援 セ ン タ ー</p>	
<p>羽 生 市 藤 井 上 組 三 五 七 一</p>	<p>毛 呂 山 町 前 久 保 南 四 一 一 六 一</p>	<p>秩 父 市 寺 尾 二 七 四 四</p>	
<p>介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護</p>	<p>介 護 予 防 小 規 模 多 機 能 型 居 宅 介 護</p>	<p>認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護 認 知 症 対 応 型 共 同 生 活 介 護</p>	<p>居 宅 介 護 支 援</p>
<p>平 成 三 十 年 三 月 三 十 一 日</p>	<p>平 成 二 十 九 年 十 月 三 十 一 日</p>	<p>平 成 二 十 年 三 月 三 十 一 日</p>	